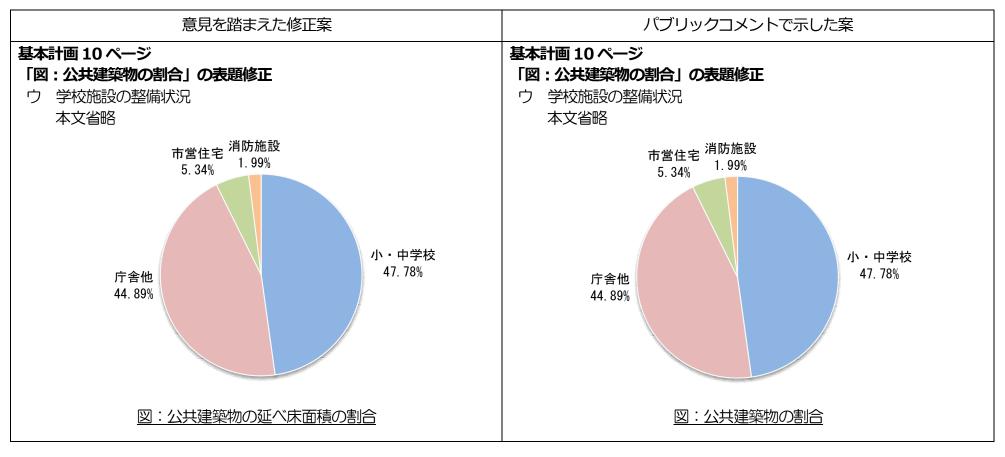
厚木市公共施設最適化基本計画(改定案)及び厚木市公共施設個別施設計画(案) パブリックコメントにおける意見等の反映箇所について

パブリックコメントでいただいた意見 No.2

学校施設の整備状況

図:「公共建築物の割合」というよりも「公共建築物の延べ床面積割合」のほうがわかりよいと思います。

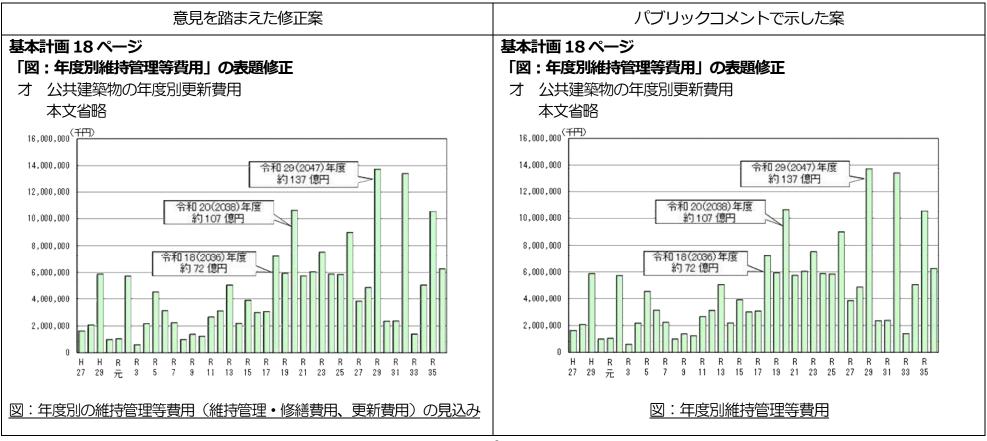


パブリックコメントでいただいた意見 No.3

本市の財政状況の推移に関して

市税の決算額、経常収支比率、財政力指数、普通建設事業費と扶助費の状況などの推移は直近のデータが用いられています。やはり、不足財源・ 充当可能財源の数字は膨大な額であり、正確な基礎データを用いた推計がもとめられます。今回の基本計画の大前提の数値であり、将来への仮定・ 予測のもとですから、早急な修正が必要と考えます。

オ、カの図について「年度別維持管理等費用」、「維持管理等費用の推移(更新費用など含む)」に同じ棒グラフが使用されていますが、題目のつけ方と棒グラフの示す内容がわかりづらい気がします。修正したほうがよいのではないでしょうか。



パブリックコメントで示した案

基本計画 19 ページ

「図:維持管理等費用の推移」の表題修正

カ 公共建築物の更新の可能性と公共建築物の最適化 本文省略

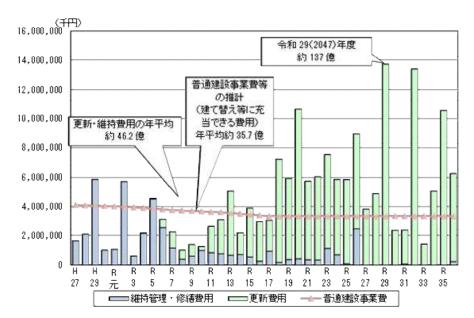


図:今後の維持管理等費用及び充当できる財源の見込み(年平均)

基本計画 19ページ

「図:維持管理等費用の推移」の表題修正

カ 公共建築物の更新の可能性と公共建築物の最適化 本文省略

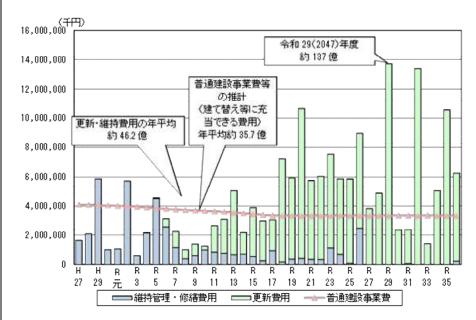


図:維持管理等費用の推移

パブリックコメントでいただいた意見 No.4

公共施設最適化基本計画(改定案)について、公共建築物の整備状況、保有量、経過年数、また財政状況などとして各種の指標やデータが記載されています。建物を資産として捉えた場合の老朽化状況を示す指標などが国の HP などで見受けられますが、厚木市の現状に関してより多面的な分析を行う手段として、そのようなデータを計画に記載することについて、ご検討いただきたく思います。

意見を踏まえた修正案

基本計画 11 ページ

基本計画 11ページ

「(5) 有形固定資産減価償却率の推移について」の追加

(5) 有形固定資産減価償却率の推移について 有形固定資産減価償却率とは、市が保有している有形固定資産の うち、償却資産の取得額等に関する減価償却累計額の割合を算出す るものです。

本市の資産は、取得から年数が経過しているものが多く、減価償却率が上昇していることから、資産の更新や長寿命化対策が必要となります。

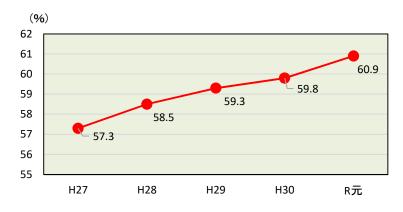


図:有形固定資産減価償却率の推移

「(5) 有形固定資産減価償却率の推移について」の追加

記載なし

パブリックコメントで示した案

パブリックコメントでいただいた意見 No.14

厚木市公共施設最適化基本計画(改定案)概要 4 改定内容(2)基本計画の内容を修正する項目で、工 施設類型ごとの課題/今後の方向性に有ります、8 スポーツ施設内の今後の課題の方向性にある、厚木野球場及び水泳プールの扱いが「相模川水辺ふれあい拠点創出事業」において、スポーツ施設としての整備方針ではなく多目的広場等の使用となっています。

野球場及びプールが廃止の方向ですが、代替え施設はなしです。

さらにスポーツ施設エリアではないのに「テニスコート」だけが存続するのは不思議でなりません。

厚木市公共施設最適化基本計画が上位計画であると思いますが下位計画の「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に判断を任せるのはなぜでしょうか。

意見を踏まえた修正案

基本計画 81 ページ

スポーツ施設の管理に関する基本的な方針

「(8) 今後の方向性 | の修正

(8) 今後の方向性

スポーツ施設は、市民の健康づくりやスポーツ活動推進の場を 提供する施設として、今後も機能を継続します。

また、スポーツ施設については、「第2次スポーツ推進計画」に 基づき、既存施設の機能を維持・向上させながら、施設の適正配 置を進め、総量の抑制を図ります。

なお、厚木野球場及び水泳プールの跡地利用については、今後、 「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に基づき検討します。 ふれあいプラザについては、令和5年度中の供用開始に向け、 PFI方式により再整備を行います。

パブリックコメントで示した案

基本計画81ページ

スポーツ施設の管理に関する基本的な方針

「(8) 今後の方向性」の修正

(8) 今後の方向性

スポーツ施設は、市民の健康づくりやスポーツ活動推進の場を 提供する施設として、今後も機能を継続します。

また、スポーツ施設については、「第2次スポーツ推進計画」に 基づき、既存施設の機能を維持・向上させながら、施設の適正配 置を進め、総量の抑制を図ります。

なお、厚木野球場及び水泳プールについては、今後、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」に基づき検討します。

ふれあいプラザについては、令和5年度中の供用開始に向け、 PFI方式により再整備を行います。

パブリックコメントでいただいた意見 No.19,20,21

意見 No.19

小・中学校の今後の方向性について

小学校 23 校中のうち7校を複合化、中学校 13 校中のうち2校を複合化し、それ以外の学校は機能を継続するとなっています。この方向性で見る限り、統廃合による廃校はありません。他方、公共施設最適化計画(改定案)の中には、財源不足解消のための多様な取組の一つとして、「施設の統廃合」が記載されています。同じく「施設類型ごとの課題/今後の方向性」の中の課題の一つとして、「将来的には学校の統廃合を検討していく必要があります」という文言もあります。さらには「小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」は将来の児童・生徒数の減少に伴い、学級数で適正規模をきめ、特に小規模校は統廃合のおそれのある書き方をしています。従って、今回の基本計画では小中学校の統廃合はしないと明記すべきではないでしょうか。現在、私たちに示されている資料では、この統廃合に関する部分が大変あいまいで誤解を与える記載となっていると感じています。今回の計画では学校の統廃合による削減はないというわかりやすい統一した表現を示していただけないでしょうか。

意見 No.20

地域対応施設の施設整備の方向性について

特に小・中学校の施設整備の方向性のなかで、学校を「地域の核となる施設」としての位置づけに賛同します。そして、「他の公共施設との複合化等を検討します」の後に、現在ある学校は残していきますと書き加えることを要望します。

意見 No.21

P11 について「施設類型ごとの課題/今後の方向性」の「2小・中学校」の問題点については、昨年 10 月実施の第 1 回意見でも申し述べましたが、重ねて記載内容について確認をさせていただきます。「課題」にある「将来的には学校の統廃合を検討していく必要があります。」とは「廃校」という選択肢もあるということですか。他方、「今後の方向性」に述べられている、小・中学校は「『地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。」とされていることは、地域コミュニティーの維持・発展・強化の見地からすれば「廃校」はあり得ないとの判断を示したものと思われますがそのように理解していいですか。「複合化」の是非については慎重な検討が必要ですが、少なくとも「廃校」はすべきではありません。「課題」の記述は誤解と混乱を生むので訂正を求めます。

基本計画 53 ページ

小・中学校の管理に関する基本的な方針

「(8)課題」の修正

(8) 課題

市内の小・中学校は、昭和 50 年代に建てられた校舎が多く、築 30 年を経過する小学校が 21 校、中学校が 13 校あり、36 校のうち、9割以上に当たる 34 校が築 30 年を超えており、外壁や屋上、設備の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費の増加が見込まれます。また、令和3(2021)年度から令和 14(2032)年度までの 12 年間で、目標耐用年数を 60 年とする校舎等の更新時期を迎えます。こうした状況を踏まえ、老朽化状況に応じた予防保全型の維持管理や計画的な施設整備が必要です。

また、児童・生徒数は減少傾向であることから、今後の児童・生徒数の動向を見極めた上で、学校の統廃合や他の公共施設との複合化などの検討を行い、市が保有する公共建築物の総量を抑制していく必要があります。

一方、市中心部の小・中学校では、集合住宅の建設等に伴い児童・生徒数が増加傾向にあることから、教室の確保など適切な対応が必要です。

パブリックコメントで示した案

基本計画 53 ページ

小・中学校の管理に関する基本的な方針

「(8)課題」の修正

(8) 課題

市内の小・中学校は、昭和 50 年代に建てられた校舎が多く、 築30 年を経過する小学校が21 校、中学校が13 校あり、36 校 のうち、9割以上に当たる34 校が築30 年を超えており、外壁 や屋上、設備の老朽化が進んでいることから、今後も維持管理費 の増加が見込まれます。また、令和3(2021)年度から令和14 (2032)年度までの12 年間で、目標耐用年数を60 年とする 校舎等の更新時期を迎えます。こうした状況を踏まえ、老朽化状 況に応じた予防保全型の維持管理や計画的な施設整備が必要で す。

また、児童・生徒数は減少傾向であることから、今後の児童・生徒数の動向を見極めた上で、<u>将来的には学校の統廃合を検討し</u>ていく必要があります。

一方、市中心部の小・中学校では、集合住宅の建設等に伴い児 童・生徒数が増加傾向にあることから、教室の確保など適切な対 応が必要です。

意見を踏まえた修正案	パブリックコメントで示した案
本計画 53 ページ	基本計画 53 ページ
・中学校の管理に関する基本的な方針	小・中学校の管理に関する基本的な方針
(9)今後の方向性」の注釈の追加	「(9) 今後の方向性」の注釈の追加
※ 小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針…学校規模	
の適正化により、小・中学校における教育の公平性の確保や教	
育水準の維持向上を図るための考え方や方策を定めた方針。方	
針では、「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の	= 7 + 1 + 1
弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」を学校規模の適	記載なし
正化の方策として位置付けています。	

個別施設計画 138ページ

第3章 施設類型ごとの個別施設計画「15 小・中学校」

「(4)課題」の追加

(4) 課題

課題			
保有資産の状況	・今後の児童・生徒数の動向や国が定める学級編成の基準を見据え、適正な規模での施設の 更新等を行っていくことが必要です。 ・また、今後、余裕教室が増加する場合には、施設の有効活用を図るため、周辺の公共施設 との複合化を検討することが必要です。 ・市中心部の児童・生徒数が増加している学校については、今後も児童・生徒数の増加が続 いた場合は、教室数の不足に対応することが必要です。		
施設配置	・児童・生徒数は減少傾向であることから、今後の児童・生徒数の動向を見極めた上で、学校の統廃合や他の公共施設との複合化などの検討を行い、市が保有する公共建築物の総量を抑制していくことが必要です。 ・小学校と中学校とが近隣に設置されている場合、児童・生徒数の動向を踏まえ、公共施設適正配置の観点から施設の複合化について検討を行うことが必要です。		
老朽化状況	・全体的に老朽化が進んでいることから、計画的な予防保全工事を実施し施設の長寿命化を 図るとともに、各施設の目標耐用年数を見据え、計画的な建て替えを行っていくことが必 要です。		
利用状況・ 利用見込み	・今後の児童・生徒数の動向や国が定める学級編成の基準を見据え、適正な規模での施設の更新等を行っていくとともに、現行施設において、転用可能教室が増加する場合は、施設の有効活用の観点から、学校教育以外の目的での活用について検討することが必要です。		
施設の維持管理に係 るコスト	・設備の老朽化が進んでいることから、維持管理費や修繕費が増加しています。		

パブリックコメントで示した案

個別施設計画 138 ページ

第3章 施設類型ごとの個別施設計画「15 小・中学校」

「(4)課題」の追加

(4) 課題

課題		
保有資産の状況	・今後の児童・生徒数の動向や国が定める学級編成の基準を見据え、適正な規模での施設の 更新等を行っていくことが必要です。 ・また、今後、余裕教室が増加する場合には、施設の有効活用を図るため、周辺の公共施設 との複合化を検討することが必要です。 ・市中心部の児童・生徒数が増加している学校については、今後も児童・生徒数の増加が続 いた場合は、教室数の不足に対応することが必要です。	
施設配置	・小学校と中学校とが近隣に設置されている場合、児童・生徒数の動向を踏まえ、公共施設 適正配置の観点から施設の複合化について検討を行うことが必要です。	
老朽化状況	・全体的に老朽化が進んでいることから、計画的な予防保全工事を実施し施設の長寿命化を 図るとともに、各施設の目標耐用年数を見据え、計画的な建て替えを行っていくことが必 要です。	
利用状況・ 利用見込み	・今後の児童・生徒数の動向や国が定める学級編成の基準を見据え、適正な規模での施設の更新等を行っていくとともに、現行施設において、転用可能教室が増加する場合は、施設の有効活用の観点から、学校教育以外の目的での活用について検討することが必要です。	
施設の維持管理に係るコスト	・設備の老朽化が進んでいることから、維持管理費や修繕費が増加しています。	

個別施設計画 139 ページ

第3章 施設類型ごとの個別施設計画「15 小・中学校」

「(5) 施設類型の今後の方向性」の追加

(5) 施設類型の今後の方向性

小・中学校の方向性

小・中学校は、義務教育の場としての機能のほか、災害時における避難所や地域コミュニティの形成などに向けた機能を有するなど、まちづくりにおいて重要な役割を担う施設です。こうしたことから、小・中学校は、児童館や老人憩の家等の他の公共施設の機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。

また、校舎等の建て替えに当たっては、児童・生徒数の状況を踏まえ、適正規模による整備を行うとともに、 小中一体型の施設についても検討を行います。

維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

なお、小・中学校については、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今後の児童・ 生徒数の動向を踏まえた適正規模・適正配置の方策を検討します。

※ 小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針…学校規模の適正化により、小・中学校における教育の 公平性の確保や教育水準の維持向上を図るための考え方や方策を定めた方針。方針では、「通学区域の変 更」、「学校の統廃合」、「通学区域制度の弾力的運用」、「学校の新設」、「校舎の増改築」を学校規模の適正化 の方策として位置付けています。

建て替え・長寿命化	適正規模・適正配置	管理運営		
・目標耐用年数に応じた計画的な予	・小・中学校については、他の公共施	・PPP/PFI による事業手法の導入を		
防保全型の維持管理を実施しま	設の機能を受入れる「地域の核と	検討します。(PFI・包括管理委託		
す。	なる施設」として位置付け、児童	等)		
・目標耐用年数を迎える依知南小学	館、老人憩の家等との適正配置を			
校ほか11校の建物については、建	検討します。			
て替えを行います。				

パブリックコメントで示した案

個別施設計画 138ページ

第3章 施設類型ごとの個別施設計画「15 小・中学校」

「(5) 施設類型の今後の方向性」の追加

(5) 施設類型の今後の方向性

小・中学校の方向性

小・中学校は、義務教育の場としての機能のほか、災害時における避難所や地域コミュニティの形成などに向けた機能を有するなど、まちづくりにおいて重要な役割を担う施設です。こうしたことから、小・中学校は、児童館や老人憩の家等の他の公共施設の機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設との複合化等を検討します。

また、校舎等の建て替えに当たっては、児童・生徒数の状況を踏まえ、適正規模による整備を行うとともに、 小中一体型の施設についても検討を行います。

維持管理については、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

なお、小・中学校については、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今後の児童・ 生徒数の動向を踏まえた適正規模・適正配置の方策を検討します。

建て替え・長寿命化	適正規模・適正配置	管理運営
・目標耐用年数に応じた計画的な子	・小・中学校については、他の公共施	・PPP/PFI による事業手法の導入を
防保全型の維持管理を実施しま	設の機能を受入れる「地域の核と	検討します。(PFI・包括管理委託
す。	なる施設」として位置付け、児童	等)
・目標耐用年数を迎える依知南小学	館、老人憩の家等との適正配置を	
校ほか11校の建物については、建	検討します。	
て替えを行います。		